

# 尾北民商は扶桑町と懇談を行いました！



11月20日（月）に尾北民商は扶桑町と懇談会を行いました。民商から役員・事務局合わせて13人が参加、扶桑町からは副町長をはじめ13人が対応しました。また、日本共産党の荒木町議が同席しました。

今回、民商から小規模事業者の実態を共有するため、初めて経済センサスに基づく地域の経済動向や、近隣自治体の独自制度や国保の比較などについての資料を渡しました。

懇談でははじめに昨年度実施した「扶桑町中小企業等エネルギー価格高騰支援事業補助金」について、実績の確認をした上で内容を拡充した再実施を求めました。

次に国民健康保険に傷病手当制度がないことについて、大口町内事業者休業時支援補助金についてもふれ、業者は万一の時の安心を求めていると訴えました。また、制度実施の際には、必要なすべての人が申し込めるよう、できる限り簡易な申請とすることを求めました。

国保税については、所得に占める負担の割合が社会保険と比べて大きい事、特に低所得者層でその傾向が強く、国保財政の県単位化から負担増が顕著になっていることを資料を基に訴えました。国保税負担の抑制のためにも国庫負担の増額が必要なことを共通の認識

にしました。

県の運営方針に従い、最終的に国保が統一された場合、減免の基準も統一され今の減免水準が維持できなくなる可能性など、さらなる国保改悪の可能性が明らかになりました。

年末調整・確定申告で必要になる障害者控除認定書については、尾北民商の長年の要求が実現し、扶桑町では今年から11月下旬に発送されることになりました。

最後に保険証のマイナンバーカード一本化について、国民の中での普及が進んでおらず、そもそもマイナンバー制度に反対の人たちがいる以上、町民の意見を汲んで現行の保険証を残すべきだと訴えました。



## 2024年のインボイス取り消しは12月17日までに！

事業継続のために不可欠だと考えてインボイス登録をしたが、自分には必要なかったなど、インボイス登録を取り消したいという人の相談がありました。同様の事情の方は尾北民商に連絡してください。

### 年内はインボイス取り消しの対象外（個人の場合）

注意点として、一度インボイス登録をした免税業者が2023年10月1日以降に取り消しの手続きをしても、今年の10月～12月の間はインボイス業者のままです。2024年3月には3か月分の消費税確定申告が必要です。



### 提出期限は12月17日（当日消印有効）

国税庁の公開している「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」は「その翌課税期間の初日から起算して15日前の日」までに提出しなければなりません。

とにかく早くインボイス登録を取り消したいという場合、今年の12月17日までに提出すれば、来年1月からインボイス登録業者ではなくなります。逆にこの日を過ぎてしまうと、取り下げられるのは2025年1月からになってしまいます。

※法人の場合 3月締め5月提出の法人なら、3月17日までに取消し届を提出すれば、翌期からインボイス登録を取り消すことができます。